



— ひと・まち・自然 みんなで紡ぐ さつま町 —

令和6年12月5日：第14版

【お知らせ版】

発行：さつま町役場 総務課 秘書広報係
電話：(0996)24-8919

総合政策課 企画政策係から

案内

2025年 農林業センサスが始まります！！

農林業センサスは、5年ごとに行なわれる農林業に関する重要な統計調査です。

調査期日は、令和7年2月1日現在で、調査期間は県知事が定める令和6年12月15日から令和7年2月15日となっています。調査員が期日前の12月下旬から1月下旬にかけてお伺いしますが、「かたり調査」ではありませんので、調査のご協力をお願いします。

なお、調査員は、常に調査員証を携帯しています。訪問の際には、必ず調査員証を提示し、身分を明らかにした上で調査を行います。

【調査の目的】

国内の農業・林業を営む方や農山村地域の実態を明らかにし、今後の農林業施策の企画・立案や農林業関係の交付金等の算定の基礎資料を作成することを目的としています。

【調査の方法】

経営主に経営の状況をお聞きする『農林業経営体調査』では、鹿児島県知事から任命された統計調査員が、農家・林家・法人を訪問し、調査の対象となるか簡単な聞き取りを行い、対象であれば調査票を配布、後日回収いたします。（オンラインによる回答もできます。）

また、調査の対象とならなかった場合は、そこで調査は終わりです。

【調査の内容】

- ①世帯員の構成と就業状況
- ②農地や山林の所有と利用状況
- ③農林産物の生産販売の状況
- ④農業や林業の労働力
- ⑤農作業受託の状況などを記入していただきます。



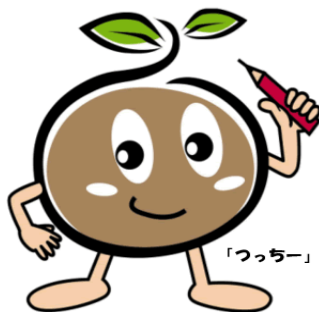
【個人情報厳重に保護されます】

この調査は、統計法に基づく統計調査として実施しますので、調査内容を統計以外の目的に使用することが強く禁じられており、厳重に保護されます。

また、調査内容が税金の課税資料として使われるようなことは一切ありません。

なお、調査員は守秘義務がありますので、調査で知り得た情報が他に漏れることもありません。

詳細については、農林水産省ホームページの「2025年 農林業センサスキャンペーンサイト」(<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2025cp/cp99.html>) (二次元コード)にも掲載されていますので、ご覧ください。



＜お問い合わせ先＞

さつま町役場 総合政策課 企画政策係
電話：(0996)24-8916
窓口：本庁2階10番

農林課 畜産係から**届出** ミツバチを飼っている方は毎年
飼育届の提出が必要です

ミツバチを飼育している方は、毎年1月末までに飼育届の提出が義務付けられています。今年提出されている方であっても、来年も引き続き飼育される方は、改めて提出が必要です。

【対象者】

ミツバチの巣箱を設置している全ての方
※花粉交配用に使用する時期だけ飼育する方は対象外です。

【提出期限】

令和7年1月 31 日(金)

【提出先】

役場農林課畜産係または北薩地域振興局農政普及課畜産振興係

※届出書は、役場本庁と各支所にあります。

【その他】

- ・飼育届は、飼育許可ではありません。
- ・事前に飼育場所の近隣住民の方から理解を得るようにお願いします。

＜お問い合わせ先＞
北薩地域振興局
農政普及課 畜産振興係
電話：0996-25-5531

農林課 農政係から**案内** 「環境負荷低減クロスコンプライアンス」が始まっています！

世界規模で地球温暖化等の環境問題が課題となっている中、農林水産省では、このような課題を解決するため、2050 年を目標に取組方針を掲げた「みどりの食料システム戦略」を策定し、環境負荷低減の取組を本格的に推進しています。この取組の一環として、令和6 年度から、農林水産業に関係する事業者の皆様に取り組んでいただく、「環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック)」を導入しました。未来の子供たちに、食料が安定的に供給されるより良い環境を残せるよう、環境負荷低減の取組について、皆様のご協力を、よろしくお願いいたします。



＜お問い合わせ先＞
農林水産省
九州農政局鹿児島県拠点
電話：(099)222-5840

総務課 危機管理係から**募集** 令和6年度 自衛官等の募集案内（一般曹候補生）

令和7年入隊の自衛官(一般曹候補生)の募集について、今年度予定していた3回の募集に加えて、4回目の募集試験を実施します。応募に関する詳細は、自衛隊鹿児島地方協力本部薩摩川内出張所へお問い合わせください。



募集種目	資格	受付期間	試験期日(合:合格発表)
一般曹候補生 (陸・海・空自衛隊)	18 歳以上 33 歳未満の方	令和6年 12 月 1 日 ～ 令和7年 1 月 9 日	1次:令和7年1月 14 日～18 日 (合:1月 27 日) 2次:令和7年2月5日～8日 (合:2月 28 日)

＜お問い合わせ先＞

○自衛隊鹿児島地方協力本部薩摩川内出張所
電話：(0996)22-2401

○さつま町役場 総務課 危機管理係
電話：(0996)24-8913
窓口：本庁2階 11 番

相 談

ほくさつ障害者就業・生活支援センターによる出張相談会

障がいのある方の就職や生活、企業の障がい者雇用について、ほくさつ障害者就業・生活支援センターの職員が直接相談に応じます。「就職活動はどうしたらいいの?」「障がいを理解してもらえない」など、日々の悩みや困りごとがありましたら、ぜひこの機会に「出張相談会」をご利用ください。

【日時】

12月23日(月)午前10時～正午

【場所】

ハローワーク宮之城 会議室

【その他】

- ・参加料は無料です。
- ・予約は不要ですが、希望する時間がある場合は事前にご連絡ください。

※障害者就業生活支援センターとは、障がいのある方の就職や生活の相談、企業の障がい者雇用相談等に応じる「総合窓口」です。

＜申込み・お問い合わせ先＞
ほくさつ障害者就業・生活支援センター
電話：(0996)29-5022

選挙管理委員会から

案内 町長選挙及び町議会議員選挙の期日等について

さつま町選挙管理委員会では、任期満了に伴うさつま町長選挙及びさつま町議会議員選挙の期日等を次のとおり決定しましたのでお知らせします。

【さつま町長選挙及びさつま町議会議員選挙】

- 選挙期日 令和7年4月13日(日)
- 告示日 令和7年4月8日(火)

【立候補予定者説明会(予定)】

- 日時 令和7年2月18日(火)
- 場所 宮之城ひまわり館 いきいき学習室
- ※詳細については、今後、町ホームページ、広報紙などでお知らせします。

＜お問い合わせ先＞
さつま町選挙管理委員会
電話：(0996)24-8915

消防本部から

案内 危険物取扱者試験を実施します

令和6年度第3回危険物取扱者試験が行われます。

【内容】

- ・乙種危険物取扱者試験(第4類)
- ・丙種危険物取扱者試験



【試験日】

令和7年2月9日(日) 午前10時試験開始

【申込期間】

書面・電子申請：12月5日(木)～12日(木)

【その他】

- ・試験対策用テキストを消防署で購入することができます。(税込1,980円)
- ・試験会場や申請方法など、詳しくは消防署で配布する試験案内または消防試験センターのホームページをご確認ください。

＜お問い合わせ先＞
さつま町消防本部 警防課 危険物係
電話：(0996)52-0119

案 内

令和7年度竹林整備事業の要望調査を実施します

令和7年度に竹林整備事業の実施を希望される方は、対象地の「所有者・大字・地番・面積」を確認の上、本庁農林課林政係までお越しください。

【要件】

- さつま町内に竹林を有し、町内でタケノコを生産する者
- 実施面積 0.01ha(1畝)以上
- 過去5年以内に事業を導入していない竹林

【事業概要】

①竹林改良(伐竹等)

荒廃竹林をタケノコ生産林へ改良するための補助

②管理路整備

竹林内に新しく作業路を開設するための補助

③管理路維持補修

既設の竹林管理路の維持補修を行う際の原材料(生コン・砕石等)に対する補助

【受付期限】

12月20日(金)



＜お問い合わせ先＞

さつま町役場 農林課 林政係
電話：(0996)24-8949
窓口：本庁別館1階

案 内

地域計画(目標地図)の実現に向けた「農地の貸借」を行いましょ

令和7年4月から、農地の貸し借りは、原則として、農地中間管理機構経由となり「地域計画(目標地図※1)」の実現に向けて、行っていただくことになります。

＜現行＞
相対による農地の貸借
(農地中間管理事業など※2)



＜令和7年4月以降＞
目標地図の実現に向けた農地の貸借
(農地中間管理事業)

農地所有者
(貸し手)



農地中間
管理機構



耕作者
(借り手)

- ※1 町が作成する地域計画において、将来誰が耕作するのかを、農地一筆ごとに示した地域農業の未来設計図(随時更新が可能)
- ※2 管理センター経由、円滑化団体経由など
- ※3 農地法に基づいて、農業委員会の許可を受けて貸借を行うことは引き続き可能。

農地中間管理事業(農地の貸し借り)についてのお問い合わせは、担い手支援室へご連絡ください。

＜お問い合わせ先＞

さつま町役場 担い手支援室 担い手支援係
電話：(0996)24-8947
窓口：県さつま庁舎1階



【お知らせ版】

発行：さつま町役場 総務課 秘書広報係
電話：(0996)24-8919

町民環境課 環境センター係から

案内 クリーンセンター特別開場のお知らせ ～年末の大そうじはお早めに！～

今年も残りわずかとなり、各家庭では年末の大そうじの時期となりました。例年この時期には、大そうじなどに伴って大量のごみが出されることから、クリーンセンターを特別開場します。

【クリーンセンターの特別開場日】

- 開場日 12月15日(日)・29日(日)
- 時間 午前8時30分～正午
午後1時～午後3時
- 搬入できるごみ 可燃・不燃・資源

【年末・年始の収集日】

- 年末の収集日 12月27日(金)まで
 - ・収集する地区 金曜日収集地区
 - ・収集するごみ 可燃ごみ
- 年始の収集日 1月6日(月)から
 - ・収集する地区 月曜日収集地区
 - ・収集するごみ 可燃ごみ



■ごみは分別をしてから持ち込みましょう

年末は、平日でもクリーンセンターへの来場者が多く、搬入車の渋滞が予想されますので、時間にゆとりを持ってお越しになるか、年末を避けなるべく早い時期にお持ち込みください。

なお、場内での作業を円滑に行うため、搬入される際はごみを分別してから持ち込んでください。

**★年末のクリーンセンターへの直接搬入は12月27日(金)まで、
新年は、1月6日(月)からとなります。※12月29日(日)は特別開場日**

■ごみの減量化にご協力をお願いします

12月28日(土)～1月5日(月)までは、ごみの収集を行いませんので、ごみステーションへごみを出さないようお願いします。

また、生ごみについてもこの期間中のバケツの入れ替え行いませんので、ごみの減量化にご協力をお願いします。

なお、生ごみバケツのふたは、必ず閉めてください。



<お問い合わせ先>

さつま町役場 町民環境課 環境センター係
電話：(0996)53-0013

募 集

さつま町職員採用試験を実施します

町では令和7年度採用予定の職員採用試験を次のとおり実施します。

○一般事務職(2次募集)

【申込期限】令和6年12月12日(木)

【試験日】令和6年12月22日(日)

○保健師(第2回随時募集)

【申込期限】定員に達するまで

【試験日】随時

申し込みはインターネット申請のみとなります。
また、応募資格や試験の内容は試験ごとに異なります。
詳しくは町ホームページをご覧ください。



一般事務職
募集案内



保健師
募集案内



職員採用専用サイト

「パブリックコネクト」

職員採用募集案内、先輩職員の
声や勤務条件、福利厚生などの情
報を掲載しています。

＜お問い合わせ先＞

さつま町役場 総務課 行政係

電話：(0996)24-8912

窓口：本庁2階11番

案 内

相続土地国庫帰属制度について

所有者不明土地の発生を予防する観点から、相続によって取得した土地を、法務大臣(窓口は法務局)の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度が新たに創設されました。

■申請について

相続等により、土地の所有権を取得した相続人であれば、申請可能です。

また、土地が共有地である場合には、相続等によって持分を取得した相続人を含む共有者全員で申請する必要があります。

■土地の要件について

次のような通常の管理または処分をするのに当たって過大な費用や労力が必要となる土地については対象外となります。(※あくまで一例です。)

- ・建物、工作物、車両等がある土地
- ・通路など他人による使用が予定される土地
- ・危険な崖がある土地

- ・境界が明らかでない土地
- ・担保権などの権利が設定されている土地
- ・土壌汚染や埋設物がある土地

■費用について

申請時に審査手数料(一筆当たり14,000円)の納付のほか、承認を受けた場合には、負担金(10年分の土地管理費相当額)の納付が必要です。

＜お問い合わせ先＞

さつま町役場 税務課 資産税係

電話：(0996)24-8924

窓口：本庁1階2番

案内 相続登記の申請が義務化されました

近年、全国的に所有者不明の土地・家屋問題が急増しています。
このような状況を改善するために令和 6 年 4 月 1 日より相続登記が義務化されました。

■内容について

相続人は、不動産(土地・家屋)を相続で取得したことを知った日から 3 年以内に相続登記をしなければなりません。別途、遺産分割が成立した日から 3 年以内に、遺産分割の内容に応じた登記の申請をしなければなりません。

いずれの場合も、正当な理由がないのに義務に違反した場合、10 万円以下の過料が科される可能性があります。

■制度開始以前に相続した不動産について

相続登記がされていないものについては、義務の対象となります。
この場合、令和 9 年 3 月 31 日までに相続登記をしなければなりません(不動産を相続で取得したことを知った日が令和 6 年 4 月以降の場合は、その日から 3 年以内に相続登記の申請をしなければなりません)。

■相続人申告登記について

所在不明の相続人がいる等の理由により期限内に相続登記の申請をすることが難しい場合に、簡易に相続登記の申請義務を履行することができるようにする仕組みとして「相続人申告登記」が新たに設けられました。

<仕組みについて>

自らが登記簿上の所有者の相続人であること等を期限内(3 年以内)に登記官に申し出ること、義務を履行することができます。登記官は、所要の審査をしたうえで、申し出をした相続人の氏名・住所等を職権で登記に付記します。

<メリット>

- ・特定の相続人が単独で申出可能。
- ・申出手続において、押印・電子署名は不要。
- ・法定相続人の範囲・法定相続分の割合の確定が不要。
- ・非課税

<留意点>

- ・遺産分割に基づく相続登記の申請義務を履行することはできません。
- ・不動産についての権利関係を公示するものではないため、相続した不動産の売却や、抵当権の設定をするような場合には、別途、相続登記の申請が必要です。

<お問い合わせ先>

さつま町役場 税務課 資産税係
電話:(0996)24-8924
窓口:本庁 1 階 2 番

案 内

安全安心情報メールのシステムを更新し、機能が追加されます。

これまで、安全安心情報メールにて火災や自然災害の情報等を配信していましたが、システムの更新に伴い、次の各種情報も配信します。なお、配信元のメールアドレスも変わりましたので、携帯電話で迷惑メールなどの受信設定をされている方は、設定変更をお願いいたします。

また、新規登録を希望される方は、二次元コードから手続きをお願いいたします。

【配信元新メールアドレス】

satsuma-town@raidan2.ktaiwork.jp

【新たに配信される情報】

- ① 気象情報 (警報・特別警報・土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報・線状降水帯情報)
- ② 地震情報 (震度速報 (薩摩地方)・地点震度) ※震度4以上
- ③ 津波警報・大津波警報 (鹿児島県西部)
- ④ 河川情報 (川内川下流の氾濫注意情報以上)
- ⑤ 熱中症特別警戒アラート (鹿児島県)

【新たな機能】

- ① 多言語によるメール配信 (日本語・やさしい日本語・英語・韓国語・中国語 (簡体字・繁体字)・ベトナム語)
- ② 町公式 LINE と自動連携 (メール配信と同じ内容を LINE にて通知します。)
- ③ 火災発生時、LINE にて発生地区の町公式 LINE 登録者に対し、火災情報を通知します。

≪新規でメール受信を希望される方は、二次元コードから登録をお願いいたします。≫



日本語



やさしい日本語
(にほんご)



English
(英語)



한국어
(韓国語)



Tiếng Việt
(ベトナム語)



简体中文
中国語 (簡体字)



繁体中文
中国語 (繁体字)

※12月2日(月)から配信を開始しています。(火災情報は12月中旬から配信します。)

※これまで、安全安心情報メールにて受信されていた方は、新規登録の必要はありません。

＜お問い合わせ先＞

○さつま町役場 総務課 危機管理係
電話:0996-24-8913
窓口:本庁2階 11 番

○さつま町消防本部 警防課 通信指令係
電話:0996-52-0119